

## 第12回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年6月25日(木) 9時25分～10時00分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(11人出席)

- ① 新穂 敏憲    ② 坂口 輝美    ③ 冨永 勝志    ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人    ⑥ 尻無濱 俊幸    ⑦ 高原 熊夫    ⑧ 欠 席  
⑨ 京田 提樹    ⑩ 松下 輝男    ⑪ 石坂 務    ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

欠席 8番 平田 修二 委員

### 5 議事日程

- 諮問第 9号 阿久根農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について  
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第29号 非農地証明願いについて  
議案第30号 農用地利用集積計画について  
その他 非農地証明願いの取り扱いについて

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
久保田真一郎 (次長兼管理係長)  
榎木 海斗 (管理係)  
濱崎 春香 (管理係)  
○ 農政課 猿楽 優介 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さんおはようございます。

若干早いようですが、皆さんお集まりですので、ただ今から第12回の定例農業委員会総会を開会いたします。

その前に、ただ今事務局から報告がありましたとおり、8番 平田修二委員が本総会を欠席ですので、各委員におかれましては御了承をいただきたいと思っております。

それでは、開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、1番 新穂 敏憲委員、2番 坂口 輝美委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第12回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。6月3日、北薩地区農業委員会連絡協議会総会に、谷口局長と出席いたしております。

また、6月4日には、北薩地域農政推進協議会総会に、また、同日の午後からは阿久根市農業再生協議会総会に出席いたしました。

6月24日・昨日ですが、鶴翔高校の農業後継者育成対策協議会の総会に私の方が出席いたしております。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところをお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### 日程第4 諮問第9号

**阿久根農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について**を議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (猿楽 優介)

皆さんおはようございます。農政管理係の猿楽です。

私の方から、諮問第9号についてご説明いたします。

諮問第9号は、阿久根農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見についてであります。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定に基づいて定められました農業振興地域整備計画を変更する場合、同法第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を聴くこととなっておりますので、諮問いたすものであります。

今回ご審議いただきます案件につきましては、平成27年4月の農業委員会総会において、異議なしということでご意見いただいたうえで、平成27年5月1日付け阿久根市告示50号により、変更案を告示したところでありました。

これについて、意見書が10件提出されまして、意見書の内容を検討した結果、今回の農用地区域に編入する予定でありました区域を一部変更するため、再度ご意見を伺うものです。

それでは、資料に沿って意見内容について、ご説明いたします。

( 諮問資料にて説明 )

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
農政課の説明は、今回全体見直しすることに問題はないということであり  
ます。  
諮問のとおり、全体見直しをすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第5 議案第27号**

**農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（久保田真一郎）

それでは、議案第27号についてご説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

今回、農地法第3条の申請は3件であり、契約内容は所有権移転が2件と使用貸借権が1件であります。

なお、今回の申請はそれぞれ農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、6月15日に2番委員及び5番委員と事務局で、現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、順次、説明させていただきます。

整理番号1について、地図は1ページから4ページになります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地であります。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、季節野菜や甘藷などの生産を行い、年間90日程度農業に従事されております。

申請地は、季節野菜や甘藷などを生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

次に整理番号2について、地図は5ページになります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地であります。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇〇 〇さんであります。

〇〇〇さんは現在、甘藷の生産を行い、年間100日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

次に整理番号3について、地図は6ページになります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地であります。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

譲受人の〇〇 〇〇さんと、譲渡人の〇〇 〇〇さんは親子であり、普通ですと親から子への贈与となりますが、譲渡人で子供である〇〇 〇〇さんは熊本市に在住で、これからも阿久根市に帰ってくる予定はないとのことで、今回、子から親への形となっております。

〇〇さんは現在、季節野菜を中心に生産を行い、年間230日程度、意欲的に農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するというものであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

5番委員 (堂後 善人)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

6月15日に2番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

申請地はいずれも、既に耕作をされておりました。

それぞれの申請人は、農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も既に耕作されておりましたので、周辺への影響も無く、許可相当であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第6 議案第28号**  
**農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。  
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)  
皆さんおはようございます。  
議案第28号について説明いたします。  
今月の農地法第5条の許可申請は1件です。  
6月15日に2番委員及び5番委員と事務局職員で協議をいたしました。  
なお、今月の申請は〇〇区土地区画整理区域内農地で、原則許可地でご





以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)  
調査員の報告が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。  
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに  
決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第7 議案第29号**

**非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第 8 議案第 30号**

**農用地利用集積計画について**を議題といたしますが、本件の整理番号1については、7番 高原熊夫委員の件であり、議事参与の制限に該当しますので、まず、7番 高原熊夫委員の件、以外の件についてを審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第30号 平成27年農用地利用集積計画書第6号について、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成27年7月1日となります。

それでは、まず1ページ目をお開きください。

( 議案資料にて説明 )

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第30号 平成27年農用地利用集積計画書の第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)  
事務局の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
次に、整理番号1の7番 高原熊夫委員の件を審議しますので、7番 高原熊夫委員は退席をお願いいたします。

( 7番 高原熊夫委員 退席 )

議長 (田嶋 輝男)  
それでは、整理番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、あらためて整理番号1番について、説明いたします。

( 議案資料にて説明 )

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは、7番 高原熊夫委員の着席を許します。

( 7番 高原熊夫委員 着席 )

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

皆さん方から何かございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局は、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)

事務局から1点、非農地証明願いの取り扱いについて、農業委員の皆さまにご了承等をお願いしたいと思います。

非農地証明願いの取り扱いにつきましては、平成20年4月の耕作放棄地全体調査要項におきまして、農業委員の遊休農地解消活動調査や農地パトロール等の現地調査におきまして、非農地であると判断されたところにつきましては、非農地通知を行うことで、非農地扱いとなるということになっておりますけれども、阿久根市農業委員会では、今までこの調査において、非農地と判断した所はほとんど無いものと思っております。

これにつきましては、やはり農業委員会としましては、優良農地を守ることが第1でございます。また、農業委員の皆さままでの非農地判断も中々難しいものがあると思えます。

それと、何よりも安易に非農地通知を行えば違反転用が増えて遊休農地も助長することにもなりかねませんので、また、この判断は事務局で1筆ずつ現地確認を行わないと難しいというのがございます。

また、近隣市の出水市・薩摩川内市も、同じ考えで違反転用や遊休農地

を助長することになってしまうとのことで、事務局からの非農地通知は行っていないとのことです。

ですので、これらを勘案しまして、阿久根市農業委員会として、これまでどおり非農地証明願いが提出された場合、職員による現地調査を行い、非農地証明等に関する基準に基づき、非農地かどうかの判断を行いまして、非農地と判断される場合は非農地証明を行うこととしたいと思います。

今国会で取り沙汰されています農業委員会法などで、今後この制度等が変わった際には、その際に再度お諮りしたいと思います。

これにつきまして、農業委員の皆さまにもご理解いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 （田嶋 輝男）

皆さんいかがでしょうか。

議長 （田嶋 輝男）

1つだけ。今後、遊休農地について課税をすると言う新聞報道がありました。この非農地にも関連してくるだろうと思いますが、正式に決定はしていませんが、そのあたりはどうなのでしょう。

事務局長（谷口 義美）

協議会にしていただければと思いますが。

議長 （田嶋 輝男）

ここで少し協議会にしたいと思います。

（ ～ 協議 ～ ） 9：54～9：59

議長 （田嶋 輝男）

それでは、本会議に戻します。

皆さんから、ほかにございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:00